○財務省告示第三百四十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平成十四年九月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年九月十九日

財務大臣　塩川　正十郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第二百四十一回）

二　発行の根拠法律及びその条項　平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十四年法律第二十号）第二条第一項

三　発行方法　国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する方法による発行

四　発行額　額面金額で一兆八千億円

五　払込金額　一兆八千九十三億七千九百三十万二千円

六　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

七　発行日　平成十四年九月二十日

八　募集の価格　額面金額百円につき百円五十二銭

九　利率　一・三パーセント

十　初期利子　平成十五年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

額面金額又は登録金額 $\times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$

十一　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十二　償還期限　平成二十四年九月二十日

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十五　募集期間　平成十四年八月二十三日から平成十四年九月十三日まで

十六　払込期日　平成十四年九月二十日